

湖西市教育委員会規則第 2 号

湖西市公立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 2 月 13 日

湖西市教育委員会教育長

松山 淳



湖西市公立学校管理規則の一部を改正する規則

湖西市公立学校管理規則（昭和 44 年湖西市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 学年学期及び休業日（第 2 条—第 4 条）
- 第 3 章 教育活動及び教材教具の取扱い等（第 5 条—第 16 条）
- 第 4 章 職員の組織及びサービスの監督等（第 17 条—第 44 条）
- 第 5 章 施設、設備の管理（第 45 条—第 50 条）
- 第 6 章 雑則（第 51 条・第 52 条）

附則

「第 3 章 教育活動及び教材教具の取扱等」を「第 3 章 教育活動及び教材教具の取扱い等」に改める。

第 33 条第 2 項中「報告しなければならない」を「報告する」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。